

「国立大学法人群馬大学医学部附属病院治験に係わる標準業務手順書 CIRUGUS Version (第 6 版→第 7 版)」

変更対比表 令和 5 年 4 月 1 日

| 新 | 旧 | 備考 |
|---|---|-----------------------|
| <p>(全体) <u>先端医療開発センター</u></p> | <p>(全体) <u>臨床試験部</u></p> | <p>組織変更による 変更</p> |
| <p>Ⅲ 群馬大学医学部附属病院<u>先端医療開発センター</u>の設置及び業務 本院における治験を円滑に実施することを目的として、病院長は群馬大学医学部附属病院<u>先端医療開発センター</u>規程(平成 29 年 4 月 1 日制定)に基づき、群馬大学医学部附属病院<u>先端医療開発センター</u>(以下「<u>先端医療開発センター</u>」という。)を設置する。 (略)</p> | <p>Ⅲ 群馬大学医学部附属病院<u>臨床試験部</u>の設置及び業務 本院における治験を円滑に実施することを目的として、病院長は群馬大学医学部附属病院<u>臨床試験部</u>規程(平成 16 年 4 月 1 日制定)に基づき、群馬大学医学部附属病院<u>臨床試験部</u>(以下「<u>臨床試験部</u>」という。)を設置する。 (略)</p> | <p>組織変更による 変更</p> |
| <p>Ⅲ-1 <u>先端医療開発センター</u>の構成 <u>先端医療開発センター</u>は群馬大学医学部附属病院<u>先端医療開発センター</u>規程(平成 29 年 4 月 1 日制定)に基づき構成する。<u>先端医療開発センター</u>長は、<u>先端医療開発センター</u>の者1名が務める。</p> | <p>Ⅲ-1 <u>臨床試験部</u>の構成 <u>臨床試験部</u>は群馬大学医学部附属病院<u>臨床試験部</u>規程(平成 16 年 4 月 1 日制定)に基づき構成する。<u>臨床試験部長</u>は、<u>臨床試験部</u>の者1名が務める。</p> | <p>組織変更による 変更</p> |